

## お知らせ

### 株式会社でらゲー様から 企業版ふるさと納税(寄附金)の贈呈

株式会社でらゲー様から、企業版ふるさと納税(寄附金:20,000,000円)が寄贈され、同社において感謝状贈呈式が行われました。

株式会社でらゲー様は、東京に事務所をおき、ゲームの企画・開発・運営事業を展開されており、ご縁があってご寄付をいただく運びとなりました。

いただいた寄附金については、株式会社でらゲー様のご意向により「交流人口を拡大する事業」に係る取り組みに使用いたします。



▲左から 清水雅文町長、家次栄一社長

問：企画財政課 電話：72-7317

## お知らせ

### 愛南町まちづくりパートナー企業認定制度 町へ進出が決定した2社を認定

町では、町内への企業誘致を促進し、官民共創による町の地域課題解決に取り組むため、令和6年1月19日付で「愛南町まちづくりパートナー企業認定制度」を創設しました。

2月27日(火)に本制度の認定式を開催し、株式会社ブックスタンド(認定第1号)代表取締役の笹本正明様と株式会社Uプロジェクト(認定第2号)代表取締役の酒井大輔様に、清水雅文町長から認定書が授与されました。

株式会社ブックスタンドの笹本代表取締役は、「地域の人材を育成して地域経済を活性化させる“地産地創”を実現できるよう努力していきたい」と話し、株式会社Uプロジェクトの酒井代表取締役は、「世界に誇れる愛南町の資源をどう届けるか。これまで培ってきた経験を生かしインバウンド(訪日客)や企業誘致に取り組んで魅力発信に貢献したい」と抱負を述べました。



▲左から 笹本正明代表取締役、清水雅文町長、酒井大輔代表取締役

問：商工観光課 電話：72-7315



## お知らせ

### 国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、専修学校等に在学する学生等です。申請の際は、在学証明書または学生証を持参し、手続きしてください。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。翌年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きますので、引き続き申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問：宇和島年金事務所  
電話：0895-22-5440  
町民課 電話：72-7300



## お知らせ

### あいなんバス 「みきゃんアプリ」を利用した キャッシュレス決済を導入しました

あいなんバスに「みきゃんアプリ」を利用したキャッシュレス決済を導入しました。運転席付近に二次元コードがあり、アプリのスキャン支払い機能を使って運賃を支払うことができます。

「みきゃんアプリ」に関する詳しいことは、株式会社デジタルテクノロジー四国(電話:089-913-0390)にお問い合わせください。



みきゃんアプリ



問：総務課  
電話：72-1211

おしらせ

## 元城辺町収入役の山岡忠<sup>ただし</sup>さんが高齢者叙勲瑞宝双光章を受章

長年にわたり地方自治に尽力された功績により、1月1日付けで山岡忠<sup>ただし</sup>さんが高齢者叙勲瑞宝双光章を受章しました。

昭和29年6月に東外海町役場へ入庁した山岡さんは、住民課長や総務課長などを歴任。昭和63年11月から城辺町収入役に選任され、平成8年11月までの長きにわたり、豊富な行政経験と識見をもって城辺町の発展に貢献し、地方自治に尽力しました。

2月13日(火)に南予地方局阿部恭<sup>やすし</sup>司局長から勲章と勲記を授与された山岡さんは、「上司や同僚に恵まれ、地域の皆さまに支えていただいたおかげでこの度の受章につながった」と現役時代を振り返り、感謝の気持ちを述べました。現在は柑橘<sup>かんきつ</sup>の栽培に励んでおり、「たくさんの方に美味しいと喜んでもらえるよう、健康第一で栽培を続けていきたい」と今後の抱負を述べました。



▲左から 山岡忠さん、南予地方局阿部恭司局長

問：総務課 電話：72-1211

おしらせ

## 西海体育館の改修工事が完了しました

施設の老朽化に伴う改修工事が完了しました。改修内容は、外壁塗装、防水改修、床面改修、照明改修(LED化)などです。床面と照明設備を改修したことで以前よりも館内がとても明るくなっています。

快適なスポーツ環境に生まれ変わった西海体育館を活用し、皆さまの健康づくりにぜひ役立ててください。

- ▶アリーナ バレーコート2面・バドミントンコート3面
- ▶利用時間 8:30~22:00
- ▶使用料 全面600円・片面300円(2時間)

利用の申し込みは、西海公民館(電話:82-0069)にお問い合わせください

問：生涯学習課 電話：73-1112



おしらせ

ご確認ください!

## 「固定資産税納税通知書兼課税明細書」を発送します

令和6年1月1日現在で町内に固定資産を所有している方または納税義務者等に4月中旬ごろ、「令和6年度固定資産税納税通知書兼課税明細書」を発送します。

併せて、口座振替登録をしていない方には、第1期の納付書と1年分をまとめて納付することができる全納用の納付書を同封します。税額等をご確認いただき、いずれかの納付書で納期限内の納付をお願いします。

※免税点未満(土地の課税標準額が30万円未満、家屋の課税標準額が20万円未満または償却資産の課税標準額が150万円未満の場合)で課税されていない場合、町から納税通知書は送付していません。

### 納税通知書兼課税明細書が届いたら

固定資産税が課税されている土地・家屋の所在地や評価額など課税の内容をご確認ください。

◎こんな時は連絡をしてください

- ・取り壊した家屋が課税明細書に記載されている場合
- ・住所に変更がある場合や名前の表記が違う場合

### 土地家屋価格の縦覧や課税台帳の閲覧ができます

納税義務者が自分と他人の土地・家屋の評価額を比較し、固定資産評価額が適正であるかどうか自ら確認・判断できる縦覧制度や固定資産課税台帳に記載されている自己の資産について、内容を確認することができる閲覧制度があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶期間 4月1日(月)~4月30日(火) 8:30~17:15(土日・祝日を除く)

問：税務課 電話：72-7301





## 在宅で生活している高齢者向けの福祉サービスのご案内

介護保険サービスとは別に、町が実施している高齢者向けの福祉サービスです。町内在住の方で対象要件を満たしていれば、申請により各種サービスがご利用できます。サービスの詳しい内容等はお問い合わせください。

※①～⑥の事業については、毎年度更新手続きが必要です。

問：高齢者支援課 電話：73-7125

事業名	支給内容	対象者
① はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	町指定の施術機関で施術を受けた場合、1回につき1,000円を助成。1日1回、1カ月に2回を限度	65歳以上の方。ただし、医療保険で医療費の支給が行われる場合は、助成の対象外
② 高齢者タクシー利用助成事業	補助券は年間50枚を限度に交付 【券の種類】 1,500円券(脇本、中玉) 1,000円券(猿鳴) 800円券(長月第4、左右水、大浜) 500円券(その他の行政区)	満70歳以上満80歳未満で自宅から路線バス等の乗降地点までの距離が300m以上離れている者または満80歳以上の方。ただし、運転免許証保有者、介護施設入所者は対象外
③ 高齢者運転免許証自主返納支援事業	補助券は1枚500円、年間50枚を限度に交付 初めて申請した年度から3カ年度申請可能	運転免許証自主返納時に満65歳以上で、平成24年4月1日以降に自主返納された方
④ 介護タクシー助成事業	【町内医療機関への利用】 1回500円を利用者が負担し、残りの金額を助成 年間48枚の助成券を交付 【町外医療機関への利用】 令和3年度から実施 年間12回を限度とし、領収書添付の請求により半額助成(上限あり)	常時寝たきりまたは歩行機能障がいのため自力での移動および移乗が困難かつ座位が保てない方で、車いすまたはストレッチャー等を使用すれば医療機関への受診が可能なる方
⑤ 在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業	1カ月3,000円以内の紙おむつ(フラットタイプ含む)、尿取りパット、はくパンツを現物で支給	町内に引き続き1年以上住所を有し、65歳以上および重度心身障がい者で、在宅で3カ月以上寝たきり状態または、認知症および身体に障がいがあつて、常時紙おむつを使用しなければならない方
⑥ 介護用品支給事業	1カ月7,000円以内の介護用品を現物で支給	要介護4または5と判定された在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属する方を介護している家族
⑦ 緊急通報システム整備事業	非常通報、火災監視、ライフリズム等の監視システム装置を貸与(24時間体制で迅速かつ適切な救済体制)	65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体および環境上等の理由で緊急時に通報手段の確保が困難な方
⑧ 「食」の自立支援事業	週4回昼食を提供 利用者負担額は1食450円	高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方
⑨ 日常生活用具給付事業	火災報知器、電磁調理器、自動消火器を給付 世帯の所得税額により利用者負担あり	心身機能の低下により火の取り扱いに不安を感じ、低所得でおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
⑩ ねたきり老人等介護慰労金支給事業	課税世帯の介護者に月額3,000円、非課税世帯の介護者に月額7,500円を支給 ただし、介護保険適用の通所介護、訪問介護等のサービス利用者は月額5,000円を支給	寝たきり高齢者と同居し、生計を同じくする方で、3カ月以上介護に当たっている介護者
⑪ エアコン設置費用助成事業	エアコン購入設置費用の2分の1(5万円上限)を助成	町内に引き続き1年以上住所を有する75歳以上の高齢者のみ非課税世帯で補助対象要件を満たす方
⑫ 認知症高齢者等SOSネットワーク事業	町地域包括支援センターに利用登録の届出が必要	町内に居住する高齢者で、認知症等によって行方不明になる恐れのある方



広報あいなん12月号で紹介した先進的海洋センター整備事業「海のうつわ」構想については、(公財)B&G財団の審査の結果、残念ながら不採択となったことをお知らせします。今回の企画提案内容は、今後の地域活性化につなげていきたいと考えています。

問：生涯学習課 電話：73-1112

お知らせ

「愛南町公共交通フォトコンテスト2023」入賞作品

町内を運行する路線バス、タクシーなどの公共交通機関を身近に感じてもらうことを目的として、「愛南町公共交通フォトコンテスト2023」を開催しました。応募12作品のうち、審査（愛南町地域公共交通会議）にて7点の入賞作品を選定しました。特に評価が高かったのが以下の3作品です。

なお、全ての入賞作品を町ホームページに掲載しています。

問：総務課 電話：72-1211



愛南町  
ホーム  
ページ



「仲間と帰宅」 山本英三さん えいぞう



「夕焼け」 幸田健一さん ゆきだけんいち



「出発」 清水直貴さん なおき

お知らせ

御荘B&Gから各種募集のお知らせ

「B&G御荘海洋クラブ員」

B&G御荘海洋クラブは、豊かな人格形成や体力向上等を目的に、年間を通じて各種マリンスポーツなど、さまざまな活動を行っています。クラブ員は随時募集していますので、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- ▶加入資格 町内在住の小学3年生以上の方
- ▶年会費 1人 5,000円（研修事業等に参加する場合、随時参加費を徴収します）



愛南町  
ホーム  
ページ

「キッズダンス教室」

体を動かす楽しさや気持ちよさを体感しながら、心と身体の調整・仲間との交流を図ることを目的として、キッズダンス教室を開講しています。

- ▶対象年齢：満3～12歳
- ▶定員：各クラス15人程度
- ▶場所：御荘B&G海洋センター 2階奥
- ▶日程：毎週木曜日  
幼児・低学年：17:00～18:00  
高学年：18:00～19:00
- ▶受講料：月2,000円

※定員に限りがありますので、興味がある方はお早めにお申し込みください。

「第36期B&Gオタツシャ教室」

運動仲間をつくって、転びにくい体づくりをしませんか？ウォーキングやラケットテニス、水中運動等を予定しています。

興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- ▶期日 5月16日(木)～8月22日(木)(全15回)
- ▶申込方法 4月24日(水)までに窓口または電話でお申し込みください。
- ▶場所 御荘B&G海洋センター体育館・屋外・プール等
- ▶対象 町内在住の概ね55歳以上（医師等から運動の制限を受けていない方）
- ▶定員 15人（4人に満たない場合は実施できません）
- ▶参加費 64歳以下：1,850円  
65歳以上：1,200円



愛南町  
ホーム  
ページ



問：B&G海洋センター 電話：72-1117



お知らせ

軽自動車税(種別割)の減免申請手続きについて

○減免申請は、5月31日(金)まで

身体障がい者・戦傷病者本人の所有で、通院・通学や生業等のために本人や家族・常時介護者が運転する軽自動車は減免になる場合があります(障がいの区分、等級によって対象者は異なります)。

18歳未満の身体障がい者または精神障がい者・知的障がい者で、国民年金法施行令別表に規定する1級の障がいと同程度の状態にある方の家族が所有する軽自動車も該当となる場合があります。

減免申請を希望される方は、役場本庁税務課または各支所へお越しください。

※毎年手続きが必要です。なお、対象となるのは普通自動車を含めて1人につき1台に限られます。

【申請に必要なもの】

- ・ 運転者の免許証・印鑑・車検証
- ・ 軽自動車税(種別割)納付書または口座振替通知書(※5月中旬発送)
- ・ マイナンバー(個人番号)が分かるもの(個人番号カード・通知カード)



愛南町  
ホームページ

問：税務課 電話：72-7301

お知らせ

自衛官募集事務に係る募集対象者情報の提供について

町では、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき、自衛隊愛媛地方本部から自衛官募集対象者情報(氏名、生年月日、性別および住所の情報)の提出を求められた際に、適切な利用および保管の遵守を前提に紙媒体で提供することとしています。

自衛隊への情報提供を希望されない方は、申出いただくことにより提供情報から除外することができます。

▶令和6年度の自衛官募集対象者

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの者

▶提供期間 6月3日(月)～令和7年3月28日(金)〈除外申出について〉

▶提出書類

- ①除外申出書
- ②本人確認書類(本人以外が申出する場合には申出者の本人確認書類)
- ③委任状(本人または同一世帯の保護者以外の者が申出する場合)

※除外申出書および委任状はホームページ、役場本庁総務課および各支所にあります。

▶申出期間 4月8日(月)～5月9日(木)

▶提出場所 役場本庁総務課  
または各支所



愛南町  
ホームページ

問：総務課 電話：72-1211

お知らせ

税金は納期内納付を!令和6年度町税等の納期月(納期限)

令和6年度町税および介護・後期高齢者医療保険料の納期月(納期限)をお知らせします。

町税等の納付は、ぜひ口座振替をご利用ください。なお、口座振替日は、各納期限の日ですので、振替不能にならないように通帳の残高をよく確認しておいてください。

※特別な事情により納付が困難な方は、各納期限までに税務課にご相談ください。

問：税務課  
電話：72-7301

納期月	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納期限	4/30 (火)	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	12/25 (水)	1/31 (金)	2/28 (金)	3/31 (月)	
税目	町県民税		1期 全期		2期		3期			4期			
	固定資産税	1期 全期			2期				3期		4期		
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	介護保険料 (1号被保険者 普通徴収分)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	後期高齢者医療 保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

お知らせ

### 病児保育事業を実施しています

町では、病気等で保育所や幼稚園、小学校等に行くことができる状態でないお子さんを日中のみお預かりし、保育士・看護師が協力して保育看護する病児保育事業を実施しています。

登録は年度ごとに必要です。希望する方は役場本庁保健福祉課までお越しください。

- ▶対象者 生後3カ月から小学校6年生までの児童
- ▶利用時間 8:30~17:30(月~土)
- ※第1・3土、日曜日、祝日、お盆、年末年始は除く
- ▶場所 岡沢クリニック テレサルーム
- ▶利用料

	一日	半日
住民税非課税世帯	1,000円	500円
住民税課税世帯	2,000円	1,000円
愛南町外の世帯	4,000円	2,000円



愛南町  
ホーム  
ページ

問：保健福祉課 電話：72-1212

募集

### 愛南町子ども・子育て会議の委員を募集します

町では、愛南町子ども・子育て会議の委員を公募しています。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

▶職務の内容

- 1.子ども・子育て支援事業計画の策定および実施状況に係る意見および審議に関すること
- 2.保育所および幼稚園の利用定員の設定に関すること
- 3.その他、子ども・子育て支援に関する施策に関すること

▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費支給)

▶公募数 委員定数8人のうち、2人

▶任期 委嘱の日から令和8年3月31日まで

▶応募資格 町内在住で18歳未満の子どもを養育する保護者

▶募集期間

4月1日(月)~26日(金)まで



愛南町  
ホーム  
ページ

問：保健福祉課 電話：72-1212

## あいなん起業セミナー

起業に最低限必要なことって？

参加費  
無料

申込費  
4.30

5.11 SAT.

13:30-16:30

講師プロフィール

株式会社伊予銀行  
高村 尚吾 Shogo Takamura

地域創生部にて「創業支援」を担当し、事業計画策定から資金調達のサポートまで、多岐にわたる創業支援を実施している。これにより、お客さまが抱える課題を解決し、ビジネス展開を伴走支援している。



対象

創業を目指す方、創業に興味のある方(高校生以上)、創業後間もない方など

会場

愛南町役場本庁舎3階 大会議室

講座内容

起業の心構え、マーケティング、事業計画の立て方など  
※当日は電卓をご持参ください。

申込方法

下記商工観光課メールアドレスあて、メールに、  
①氏名 ②住所 ③連絡先 ④年齢 ⑤起業時期 ⑥起業内容を記載の上、お申し込みください。 ※⑤、⑥未定でも可

E-mail : shokokanko@town.ainan.ehime.jp

定員

30名程度

【主催/問合せ先】

愛南町商工観光課 TEL : 72-7315



お知らせ

### 廃食用油回収事業にご協力ください

町では水環境保全のため、町内の一般家庭を対象に、家庭から出る天ぷら油などの「植物性廃食用油」の回収事業を行っています。下記の出し方を守っていただき、役場本庁、各支所、各公民館に設置している回収ボックスまでお持ちください。

なお、鉱物油(エンジンオイル・機械油等)、水分が混入した廃食用油、事業用油は回収しておりませんので、ご注意ください。

▶廃食用油の出し方

- ・食用油が入っていた容器(1.8リットルまで)に入れるか、ペットボトル(2リットルまで)に入れてください。
- ・天かす等の異物はこして取り除き、しっかりとフタをしてください。
- ・ビンや缶に入っている場合は、必ずペットボトルに移し替えてください。



愛南町  
ホーム  
ページ



問：環境衛生課  
電話：72-7316



**消費生活通信**

【消費生活に関する情報をお知らせします】

～その警告画面・警告音は偽物です！「サポート詐欺」にご注意を！～

最近、パソコンやスマートフォンでインターネットを閲覧中に、突然ウイルス感染したかのような警告画面や警告音を出すなどして、消費者の不安をあおり警告画面にあるサポート窓口に電話をかけさせ、有償サポートの契約やセキュリティソフトなどのダウンロードを迫ったり、サポートの名目で金銭を騙し取ろうとする「サポート詐欺」の相談が増えています。

【サポート詐欺の特徴】

- ◆警告画面はウイルス感染の有無に関わらず表示され、実在の企業ロゴなどが使われている場合があります。
- ◆突然警告画面や警告音を鳴らしたり、警告画面を閉じられないようにして不安をあおります。
- ◆警告画面上の連絡先に電話すると、さらに不安をあおり、有償サポートの契約やセキュリティソフトのダウンロードを迫られます。
- ◆一度支払うとさまざまな理由で次々と支払いを迫ってきます。最近では、プリペイド型電子マネーで支払わせるケースが増えています。

【アドバイス】

- ☑使用しているパソコンやスマートフォンのセキュリティソフトは常に最新の状態にしましょう。
- ☑警告画面や警告音が出ても慌てず、偽物ではないか疑いましょう。
- ☑警告画面に掲載されている連絡先に電話しないようにしましょう。
- ☑無料と表示されていても、セキュリティソフトはダウンロードもインストールもしないでください。
- ☑偽の警告画面を閉じるだけで問題が解消する場合があります。画面が消せない場合は、ブラウザを強制終了するか、パソコンを再起動してください。
- ☑自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- ☑表示された警告画面の消去方法など、パソコンに関する「技術的な」相談は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の「情報セキュリティ安心相談窓口」に相談しましょう。



<情報セキュリティ安心相談窓口>

電話番号:03-5978-7509 メールアドレス:anshin@ipa.go.jp



愛南町  
ホーム  
ページ

町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時:月曜日から金曜日の8:30~17:15

(毎週木曜日は、消費生活専門相談員が対応します)

**問** : 消費生活相談窓口 (商工観光課内)

電話 : 72-1405

**お知らせ**

**障がい者(児)タクシー利用助成事業についてご案内します**

障がいのある人の社会参加の促進と在宅福祉の増進を図ることを目的として、対象の障がい者(児)に対し、タクシー利用補助券を交付します。

▶対象者 ①から③のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級または2級の手帳を所持している方

※体幹機能、呼吸機能、下肢不自由の障がいで3級の手帳を所持している方も対象となります。

② 療育手帳を所持している方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を所持している方

ただし、本人自ら自家用車(原付を含む)を運転する方、障がい児においては保護者が自家用車を運転する方、障がい者入所施設に入所している方は対象外となります。

▶補助券 補助券は当該年度最大50枚交付します。ただし、申請する月によって交付する枚数が異なります。

(例)4月申請:50枚、5月申請:46枚、6月申請:42枚

▶利用方法等 タクシー券が使えるのは、登録タクシー業者のみとなります。料金を支払う際に、タクシー券と差額分の料金を渡してください。※タクシー券は一度に複数枚を使用することもできます。

▶申請先 役場本庁保健福祉課、各支所で申請ができます。障害者手帳をご持参ください。

**問** : 保健福祉課 電話 : 72-1212